

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 訓 令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 農業振興地域の区域の変更
農業振興地域整備計画の策定
都市計画の変更(四件)

訓 令

別表消防防災課の項中

一	危険物製造所等の設置の許可又は位置等の変更の許可	消防法
二	危険物取扱者免状の交付、書換え又は再交付	
三	危険物製造所等の予防規程の認可	
四		
五		
六		
七		
八		
九		
一〇		
一一		
一二		
一三		
一四		
一五		
一六		
一七		
一八		
一九		
二〇		
二一		
二二		
二三		
二四		
二五		
二六		
二七		
二八		
二九		
三〇		
三一		
三二		
三三		
三四		
三五		
三六		
三七		
三八		
三九		
四〇		
四一		
四二		
四三		
四四		
四五		
四六		
四七		
四八		
四九		
五〇		
五一		
五二		
五三		
五四		
五五		
五六		
五七		
五八		
五九		
六〇		
六一		
六二		
六三		
六四		
六五		
六六		
六七		
六八		
六九		
七〇		
七一		
七二		
七三		
七四		
七五		
七六		
七七		
七八		
七九		
八〇		
八一		
八二		
八三		
八四		
八五		
八六		
八七		
八八		
八九		
九〇		
九一		
九二		
九三		
九四		
九五		
九六		
九七		
九八		
九九		
一〇〇		

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県訓令第二号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

削除	危険物取扱者免状の交付、書換え又は再交付	消防法	六		六	広報文書	課		に改める。
別表雇用保険課の項の次に農政課の項として次のように加える。	農政課	一	市町村農業振興地域整備計画の策定又は変更の認可	農業振興地域の整備に関する法律	一二	五	七	地方農林振興局	鳥取県農業会議の意見を要する。
	二	農用地区域内における開発行為の許可	"	一七日に関係機関の意見の聴取に要する日数を加えた日数	七	七	"	鳥取県農業会議の意見を要する。	
	三	地方卸売市場の開設又は廃止の許可	卸売市場法	一五	七	七	広報文書	鳥取県農業会議の意見を要する。	
	四	地方卸売市場における卸売の業務の許可	"	"	七	七	"	鳥取県農業会議の意見を要する。	
	五	地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売の業務に係る営業の譲渡し及び譲受けの認可	鳥取県地方卸売市場条例	"	七	七	"	鳥取県農業会議の意見を要する。	
	六	地方卸売市場の開設者又は卸売業者の合併の認可	"	"	七	七	"	鳥取県農業会議の意見を要する。	

別表畜産課の項の次に耕地課の項として次のように加える。

耕地課																				七			
一	土地改良区の設立の認可	土地改良	九三	一四	七九	地方農林 振興局	専門技術者の現 地調査、鳥取県 選挙管理委員会 の意見の聴取並 びに公告及び異 議申立ての期間 を含む。	七	二二	鳥取県選挙管理 委員会の意見の 聴取の期間を含 む。	二九	七	二二	七	二二	七	二二	七	二二	地方卸売市場の開設又は地方卸売 市場における卸売の業務の相続の 認可	"	"	"
二	土地改良区の定款の変更の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
三	土地改良区の解散の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
四	土地改良区の合併の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
五	土地改良区が行う土地改良事業計 画の変更の認可	"	七四	一四	六〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
六	土地改良区が行う土地改良事業の 廃止の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
七	土地改良区が行う新たな土地改良 事業の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
八	農業協同組合等が行う土地改良事 業の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

十九	海岸保全区域の占用の許可	海岸法
二十	海岸保全区域における行為の許可	
一五		
七		
八		
	地方農林振興局	

別表林務課の項中

二 森林組合の設立、定款の変更、解散又は合併の認可

法定日数
組合設立に関する報告書を要求した場合は提出するまでの期間を除く。

を
二
削除

六 旧慣使用林野整備計画の認可

に、

二

六 旧慣使用林野整備計画の認可

七 森林組合の設立、解散又は合併の認可

八 生産森林組合の設立、解散又は合併の認可

法 森林組合

四〇

〃

三〇

〃

〃

を

八

七 森林組合の設立、解散又は合併の認可

〃

四〇

〃

三〇

〃

八

生産森林組合の設立、解散又は合併の認可

〃

〃

〃

〃

〃

法定日数
組合設立に関する報告書を要求した場合は提出するまでの期間を除く。

に改める。

別表水産課の項中第十四号から第十七号までを削り、第十八号を第十四号とし、同項の次に漁港課の項として次のように加える。

漁港課	一 漁港施設の処分の許可	漁港法	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	広報文書	農林水産大臣との協議を要する。
	二 漁港施設の利用方法等の認可	"	"	"	"	"
	三 漁港の区域内における行為の許可	"	"	"	"	"
	四 海岸保全区域の占用の許可	海岸法	一五	一五	"	"
	五 海岸保全区域における行為の許可	"	"	"	"	"

別表耕地課の項を削る。

別表都市開発課の項を削る。

附 則

この訓令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七

条第一項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	鳥取地域
区	鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域
域	一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定

により決定された市街化区域

二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二の規定により指定された港湾隣接地域

三 山陰海岸国立公園の特別保護地区及び特別地域

四 鳥取空港の区域

五 昭和五十二年三月鳥取県告示第四百十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四、五、十から十七まで、四十六、四十八、四十九、五十三から五十五まで、五十八から六十一まで、六十五から六十八まで、百二から百四まで、百七から百十三まで、百二十三から百二十六まで、百三十から百三十四まで、百三十七から百三十九まで、百四十二から百五十二まで、百五十六から百五十八まで、百七十三、百七十五、百七十六、百七十九、百八十、百九十、百九十一、二百三及び二百四の区域並びに昭和五十四年二月一日現在の国有林の林班番号一から六まで、百十三、百十四及び千三十二の区域

鳥取県告示第三百一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第九條第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を策定したので、同法第十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。

その計画書は、鳥取県農林部農政課及び関係地方農林振興局に備え置い

て縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 名称

広域営農団地関連果樹生産流通管理施設等計画

一(二) 対象地域

鳥取農業振興地域、国府農業振興地域、岩美農業振興地域、福部農業振興地域、気高農業振興地域、鹿野農業振興地域、青谷農業振興地域、郡家農業振興地域、船岡農業振興地域、河原農業振興地域、八東農業振興地域、若桜農業振興地域、用瀬農業振興地域、佐治農業振興地域、智頭農業振興地域、倉吉農業振興地域、羽合農業振興地域、泊農業振興地域、東郷農業振興地域、三朝農業振興地域、関金農業振興地域、北条農業振興地域、大栄農業振興地域、東伯農業振興地域、赤碓農業振興地域、米子農業振興地域、淀江農業振興地域、会見農業振興地域、岸本農業振興地域、大山農業振興地域、中山農業振興地域、名和農業振興地域

二(一) 名称

広域営農団地関連野菜広域流通加工施設計画

二(二) 対象地域

羽合農業振興地域、北条農業振興地域、大栄農業振興地域

鳥取県告示第三百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

鳥取市賀露町字米倉、字海岸、字神明及び字六万坊

変更する部分

鳥取市賀露町字西浜、字湊ノ一、字切戸、字下小路、字中小路、字上浜及び字上小路ノ式、湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖山町南五丁目、秋里字下壱町ケ坪、字三嶋及び字外河原、商栄町、浜坂字下河原壱、字西ノ前及び字東浜、江津字三嶋河原、古海字西榎田、字東榎田及び字西河原上並びに東町二丁目

削除する部分

鳥取市古海字町田東並びに久末字長砂裏、字上長砂、字橋本田及び

び字曲り風

2 市街化調整区域

追加する部分

鳥取市久末字上長砂、字橋本田及び字曲り風並びに布袋字上ミ樋詰、字樋詰、字道久、字東、字土居ノ内、字上岸ノ下、字下岸ノ下、字扇子田、字高下田、字柚ノ木及び字古宮並びに小沢見字尾崎地先から浜坂字東浜地先の公有水面

変更する部分

鳥取市賀露町字米倉、字海岸、字神明、字西浜、字湊ノ一、字切戸、字下小路、字中小路、字上浜及び字上小路ノ式、湖山町北五丁目、湖山町南五丁目、秋里字下壱町ケ坪、字三嶋及び字外河原、商栄町、浜坂字下河原壱、字西ノ前及び字東浜、江津字三嶋河原、古海字西河原上及び字町田東、東町二丁目並びに久末字長砂裏

削除する部分

字東榎田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第三百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二

十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十條第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 第一種住居専用地域

変更する部分

鳥取市浜坂字東浜

2 第二種住居専用地域

変更する部分

鳥取市湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖山町南五丁目、浜坂

字下河原巻及び字西ノ前並びに江津字三嶋河原

3 住居地域

追加する部分

鳥取市賀露町字米倉、字海岸、字神明及び字六万坊

変更する部分

鳥取市賀露町字西浜、字湊ノ一、字切戸、字下小路、字中小路、

字上小路ノ式及び字上浜、江津字三嶋河原、秋里字三嶋及び字外

河原、東町二丁目、立川町五丁目、吉方温泉四丁目並びに大杵字

北崎及び字八反田

4 準工業地域

変更する部分

鳥取市商栄町、立川町五丁目、吉方温泉四丁目並びに大杵字北崎

及び字八反田

5 工業専用地域

変更する部分

鳥取市秋里字下巻町ケ坪並びに古海字西榎田、字東榎田及び字西

河原上

削除する部分

鳥取市古海字町田東並びに久末字長砂裏、字上長砂、字橋本田及

び字曲り風

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第三百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第一項の規定に基づ

き、米子境港都市計画を変更したので、同條第二項において準用する同法

第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一條第二項

において準用する同法第二十條第二項の規定により、当該都市計画の図書

を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

米子市安倍字荒神森北、字荒神谷及び清水尻、彦名町字一番川、皆生字小バイ、字上沖林、字長谷、字下屋敷及び字東林ノ上、上福原字西元屋敷並びに中島字下古池井手添、字上古池井手添、字下井手中江及び字井手中江並びに境港市昭和町九ノ四番地先国有地並びに上道町字神岬から福定町字篋津向までの地先国有地及び当該国有地先公有水面

変更する部分

米子市安倍字荒神森及び字船入、彦名町字二番川、西福原字堀川尻乙、祇園町二丁目、陰田町、大谷町、西町、皆生字西雁座、字東雁座、字沖河端、字上野浪新田、字丸池及び字林田、東福原字茶屋ノ内及び南原東、中島字大東沢、字井手辺、字屋敷、字荒神貳及び字上井手中江、旗ヶ崎、安倍並びに灘町三丁目並びに境港市外江町字油田、字内荒山及び字外荒山

2 市街化調整区域

追加する部分

米子市上安曇字深田、字大亀塚、字上ヲトウジ、字大塚及び字下ヲトウジ、水浜字地アミ、字八反田、字踊橋及び字屋敷並びに二本木字南砂田、字豆田、字板橋及び字下河原

変更する部分

米子市西福原字堀川尻乙、安倍字荒神森北、字荒神谷、字清水尻

及び字船入、彦名町字一番川及び字二番川、皆生字東雁座、字西

雁座、字小バイ、字沖河端、字上野浪新田、字上沖林、字東林ノ

上、字下屋敷、字林田及び字長谷、上福原字西元屋敷、祇園町二

丁目、陰田町並びに大谷町

削除する部分

米子市安倍字荒神森、皆生字丸池、東福原字茶屋ノ内及び字南原東並びに中島字大東沢、字下古池井手添、字上古池井手添、字下井手中江、字井手中江、字上井手中江、字井手辺、字屋敷及び字荒神貳

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 第二種住居専用地域

追加する部分

米子市皆生字長谷、字下屋敷及び字東林ノ上、上福原字西元屋敷、中島字下古池井手添、字上古池井手添、字下井手中江及び字井手中江、安倍字荒神森北、字荒神谷及び字清水尻並びに彦名町字一番川

変更する部分

米子市皆生字丸池及び字林田、東福原字茶屋ノ内及び字南原東並びに安倍字荒神森

2 住居地域

追加する部分

米子市皆生字小バイ及び字上沖林

変更する部分

米子市祇園町二丁目、西町、皆生字西雁座、字東雁座、字沖河端及び字上野浪新田、西福原字堀川尻乙、安倍字船入並びに彦名町字二番川

3 準工業地域

追加する部分

境港市外江町字油田及び字内荒山、昭和町九ノ四番地地先県有地並びに上道町字神岬から福定町字篋津向までの地先国有地及び当該国有地地先公有水面

変更する部分

米子市祇園町二丁目、陰田町、大谷町並びに境港市昭和町及び外江町字外荒山

4 工業地域

変更する部分

米子市安倍字船入、彦名町字二番川、富盛町字新開九、旗ヶ崎、安倍及び灘町三丁目

5 工業専用地域

変更する部分

境港市昭和町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課